

商工会は、豊かな地域づくりや 中小・小規模企業の発展のために さまざまな活動を行っています。

変化の激しい経営環境に対応するため、商工会への加入をお勧めします！
きっと次のステップに役立ちます。



経営支援

経営に関する課題を解決するために、多彩な支援でバックアップします。

【経営支援】

経営のことでお悩みの方、経営力強化、事業承継、新分野開拓、補助金活用など、経営のレベルアップを行いたい方のために、経営指導員や専門家が支援します。

【講習会・研修会】

経営者の皆さまにとって、必要な知識や技術などに関する情報を提供するため、各種講習会や研修会を開催しています。

【創業・経営革新支援事業】

創業予定者や新分野への進出など、新たな事業分野開拓のための専門的指導やセミナーを開催し支援します。

【販路開拓支援】

優れた新製品や新技術を持っているのに販路開拓で課題を抱えている皆さまに、各商談会、物産展等の情報提供や出展手法のアドバイス、ビジネスマッチング等により販路開拓を支援します。

【経営発達支援事業】

平成26年6月に小規模2法が制定され、地域小規模事業者の経営の持続的発展を支援する事業として、事業計画策定～販路開拓支援等を、伴走型で行っています。

【事業継続力強化支援事業】

近年頻発している大規模自然災害及び新型コロナウイルス等感染症による事業活動への影響を軽減するとともに、安定した事業活動の継続を目指す取組計画策定を支援します。

【専門家派遣事業】

経営戦略や販売促進、店舗レイアウト、従業員教育、法律問題、後継者対策など、様々な経営課題にお悩みの皆さまに対し、各分野の専門家、税理士、中小企業診断士、ITコーディネーター、社会保険労務士、デザイナー等が無料で事業所にお伺いし、アドバイスいたします。



労務関係

従業員の福利厚生のために、社会保険・労働保険・退職金などのご相談に応じ、アドバイスを行っています。

【社会保険】

法人事業所や常時5人以上の従業員を雇用している個人事業所は、健康保険・厚生年金への加入が義務付けられています（一部業種は除く）。5人未満の個人事業所でも、一定の手続きをして認可を受ければ、健康保険・厚生年金の適用を受けることができます。

【労働保険】（労災保険・雇用保険）

従業員を1人でも雇用する事業主は、労働保険への加入が義務付けられています。手続きがわずらわしい、人手不足のため事務処理に困っている方には、商工会への事務委託をおすすめします。処理が軽減されるとともに、労災保険に加入できない事業主及び家族従事者も特別に加入することができます。

金融斡旋

運転資金・設備資金など、大きな事業資金ほどわずかな金利差も大きな違い。商工会では、各種低利な融資制度をご紹介します。

無担保無保証人のマル経融資制度

【小規模事業者経営改善資金融資制度】

国が小規模事業者に対して制度化したもので、商工会長の推薦によって日本政策金融公庫の融資を斡旋します。保証人も担保も必要なく、しかも低利な融資制度です。あなたの信用力を商工会が補完します。

◆利用対象

商工会の経営指導を6ヶ月以上受けている従業員20人以下（商業・サービス業では5人以下）の企業。

◆貸付限度額 2,000万円

◆利率 1.13%（R4.10.3）現在

※他に県や市町村の制度融資も取り扱っています。

税務・経理

税金の各種控除、消費税、青色申告制度などのお悩みや、帳簿のつけ方、決算、申告の仕方までアドバイスを行っています。決算や申告期には、税理士が無料の税務相談に応じえています。

【記帳代行】

所定の用紙に毎日の取引をご記入のうえ、1ヶ月ごとにまとめてご提出いただくだけで、分析した経営データを毎月お届けします。わずらわしい確定申告もスピーディーに行えます。



社員・従業員の
ためにも、ぜひ、
加入してください。

各種共済・保険制度

商工会では皆さまの様々なリスクに備えるため、各種共済や保険制度をご用意し、加入の相談を承ります。

【全国商工会員福祉共済】

全国商工会連合会が運営する共済制度です。

「けが」の補償、「病気」の補償、「がん」の補償、「生命」保障のプランがあり、ニーズに合わせて最適な組み合わせができます。

また、「けが」の補償には「個人賠償責任補償」と「熱中症の補償」が自動付帯されています。

【商工貯蓄共済】

商工会が国から認められた事業で、「貯蓄・融資・保険」の三位一体となった共済制度です。

また、手術・入院に際しての給付金をお支払いする「医療保障特約型」も付加できます。

【休業対応応援共済】

店舗、作業場、事務所等の事業用建物で、地震、津波、台風、火災等の災害により全損もしくは一部損の損害を受けた結果、事業が完全に休止した場合に休業日数に応じて共済金が支払われる制度です。

【小規模企業共済】

国の中小企業政策である共済制度で、事業主が事業をやめた場合、もしくは役員を退職した場合の退職金制度です。

【中小企業退職金共済】

中小企業者の雇用する従業員の退職金制度で、掛金の一部を国が助成する共済制度です。

【業務災害保険】

従業員の就業中のけがに対する補償（死亡・後遺障害）に加えて、労働災害における事業者側の賠償責任（使用者賠償責任）など、労災事故に関わる幅広い補償です。

【ビジネス総合保険】

製造または販売した製品などが原因で発生した事故を補償するPL、リコールによる賠償責任に加え、施設、業務遂行、管理財物に対する賠償責任やサイバー攻撃などの情報セキュリティ被害補償もラインナップし、事業活動のリスクを総合的に補償します。

【休業補償制度】

ケガや病気で療養が必要となり働けなくなった際の所得の減少を補償します。

また、長期療養補償や介護補償等のプランもあります。

様々なリスクに
備えましょう



豊かな地域づくり

【商店街の活性化】

魅力ある商店街のために、空き店舗対策、駐車場、地域の経済活動を支える取り組みを行っています。

【特産品・観光開発】

地域の活性化のために、地域資源を活用した特産品づくりや観光開発を目的とした地域振興事業等を行っています。

【イベントの開催】

産業祭、物産展、スポーツ大会などを開催しています。また、祭りや地域伝統芸能などの地域文化の継承、保存も積極的に支援しています。

